審査基準表

【令和４年度宮崎県消費生活センターテレビCM放映等業務委託】

審査項目		審査内容	配点
個別項目	テレビCMの放映	放映時間帯や放映時期が視聴に適した時間構成となっているか。	15
		パブリシティによる啓発を積極的に行っているか。	5
	ラジオCMの放送	放送時間帯や放送時期が視聴に適した時間構成となっているか。	15
		パブリシティによる啓発を積極的に行っているか。	5
	落語による高齢者等の啓発	本事業の趣旨を理解した上で、実効性のある企画内容となっているか。	20
		放送時間帯や放送時期が視聴に適した時間構成となっているか。	20
	消費者教育を推進する取組	本事業の趣旨を理解した上で、実効性のある企画内容となっているか。	20
		提案の内容は、本事業の目的を達成するために効果的であるか。	10
		高齢者や若年者に対応した提案となっているか。	10
	その他の取組	本事業の趣旨を理解した上で、実効性のある企画内容となっているか。	10
		独自提案の内容は、本事業の目的を達成するために効果的であるか。	10
全体項目	全体構成	本事業の趣旨を理解した上で、全体の企画構成のバランスは良いか。	20
		事業を実施することで、県民への情報の波及効果が期待できるか。	20
	運営体制	業務実施に必要な人材や体制が確保されているか。	5
		新型コロナ感染症の影響を十分に考慮した内容となっているか。	5
	経済性	提案に対しての経費は妥当か。また、節減が図られているか。	5
	実績	本業務を受託するに相応しい同程度の業務実績や熟練度があるか。	5
合計			**200**

【審査方法】

（１） 委員は、各項目について審査を行い、採点する。

（２） 全ての委員の点数を集計する。

（３） 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。

（４） 委員の合計点数が最低基準点である８４０点以上になった者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。

（５） 参加者が１者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である８４０点（満点１４００点の６割）以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。

【評価基準（５段階）】※５段階以外の場合は、本基準をベースに採点する。

5　標準より非常に優れた提案

4　標準より優れた提案

3　標準的な提案

2　標準よりやや劣る提案

1　標準より劣る提案